

監督技術マニュアル（案）

平成18年1月

目 次

1. 監督技術マニュアル（案）の考え方	1
2. 監督実施の留意事項	2

工種毎の留意事項

第 1 編 共 通 編

第 2 章 土 工

第 3 節 河川土工・海岸土工・砂防土工

2-3-2 掘削工	15
2-3-3 盛土工	15

第 4 節 道路土工

2-4-2 掘削工 「1-2-3-2掘削工」参照	15
2-4-3 路体盛土工	15
2-4-4 路床盛土工	15

第 3 編 土木工事共通編

第 2 章 一般施工

第 3 節 共通的工種

2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	16
2-3-4 矢板工（鋼矢板）仮設を除く	17
2-3-4 矢板工（鋼管矢板）仮設を除く	18
2-3-14 桁製作工	18
2-3-15 工場塗装工	19

第 4 節 基礎工

2-4-3 基礎工（護岸）	19
2-4-4 既製杭工	20
2-4-5 場所打杭工	21

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

2-4-6	深 礎 工	22
2-4-7	オープンケーソン基礎工	23
2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照 23
2-4-9	鋼管矢板基礎工	24
第6節 一般舗装工		
2-6-5	アスファルト舗装工	25
2-6-6	コンクリート舗装工	26
2-6-7	薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照 25
2-6-8	ブロック舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照 25
第7節 地盤改良工		
2-7-2	路床安定処理工	27
2-7-3	置 換 工	27
2-7-4	表層安定処理工	28
2-7-4	表層安定処理工（置換）	28
2-7-4	表層安定処理工（サンドマット）	28
2-7-7	バーチカルドレーン工	29
2-7-8	締固め改良工	29
2-7-9	固 結 工（粉体噴射攪拌等）	30
2-7-9	固 結 工（薬液注入）	30

第6編 河川編

第1章 築堤・護岸

法	線	31
第3節 護岸基礎工		
1-3-3	基礎工	「3-2-4-3基礎工」参照 19
第4節 矢板護岸工		
1-4-4	矢 板 工	「3-2-3-4矢板工」参照 17
第5節 法覆護岸工		
1-5-1	一般事項	31
1-5-4	護岸付属物工	「3-2-3-4矢板工」参照 17

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第6節 擁壁護岸工

1-6-3 場所打擁壁工	32
--------------	----

第7節 根固め工

1-7-4 間詰工	「3-2-4-3基礎工」参照 19
-----------	-------------------

第9節 付帯道路工

1-9-5 アスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照 25
1-9-6 コンクリート舗装工	「3-2-6-6コンクリート舗装工」参照 26
1-9-7 薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照 25
1-9-8 ブロック舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照 25

第3章 樋門・樋管

第3節 樋門・樋管本体工

3-3-3 既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照 20
3-3-4 場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照 21
3-3-5 矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照 17
3-3-6 函渠工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照 32
3-3-7 翼壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照 32

第5節 水路工

3-5-5 暗渠工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照 32
3-5-6 樋門接続暗渠工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照 32

第4章 水門

第3節 工場製作工

4-3-3 桁製作工	「3-2-3-14桁製作工」参照 18
4-3-10 工場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照 19

第4節 水門本体工

4-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	「3-2-3-3作業土工」参照 16
4-4-4 既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照 20
4-4-5 場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照 21
4-4-6 矢板工（遮水矢板）	「3-2-3-4矢板工」参照 17
4-4-7 床版工	33
4-4-8 堰柱工	「6-4-4-7床版工」参照 33

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

4-4-9	門柱工	「6-4-4-7床版工」参照	33
4-4-10	ゲート操作台工	「6-4-4-7床版工」参照	33
4-4-11	胸壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
4-4-12	翼壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
4-4-13	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第7節 鋼管理橋上部工			
4-7-11	現場継手工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
第8節 橋梁現場塗装工			
4-8-2	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
第9節 床版工			
4-9-2	床版工	「6-4-4-7床版工」参照	33
第12節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）			
4-12-3	ボーステンション桁製作工		34
4-12-4	フレキストセグメント製作工（購入工）	「6-4-12-3ボーステンション桁製作工」参照	34
4-12-5	フレキストセグメント主桁組立工	「6-4-12-3ボーステンション桁製作工」参照	34
4-12-9	床版・横組工	「6-4-12-3ボーステンション桁製作工」参照	34
第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）			
4-13-5	PCホロースラブ製作工	「6-4-12-3ボーステンション桁製作工」参照	34
第16節 舗装工			
4-16-4	橋面防水工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-5	アスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-6	半たわみ性舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-7	排水性舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-8	透水性舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-9	グースアスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-10	コンクリート舗装工	「3-2-6-6コンクリート舗装工」参照	26
4-16-11	薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
4-16-12	ブロック舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

第5章 堰

第3節 工場製作工

5-3-4	桁製作工	「3-2-3-14桁製作工」参照	18
-------	------	------------------	----

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

5-3-14	工場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
第4節 可動堰本体工			
5-4-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	「3-2-3-3作業土工」参照	16
5-4-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
5-4-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
5-4-5	オープンケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
5-4-6	ニューマチックケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
5-4-7	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
5-4-8	床版工	「6-4-4-7床版工」参照	33
5-4-9	堰柱工	「6-4-4-7床版工」参照	33
5-4-10	門柱工	「6-4-4-7床版工」参照	33
5-4-11	ゲート操作台工	「6-4-4-7床版工」参照	33
5-4-12	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
5-4-13	閘門工	「6-4-4-7床版工」参照	33
5-4-14	土砂吐工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
5-4-15	取付擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第5節 固定堰本体工			
5-5-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
5-5-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
5-5-5	オープンケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
5-5-6	ニューマチックケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
5-5-7	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
5-5-8	堰本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
5-5-9	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
5-5-10	土砂吐工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
5-5-11	取付擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第6節 魚道工			
5-6-3	魚道本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第7節 管理橋下部工			
5-7-2	管理橋橋台工		
第8節 鋼管理橋上部工			
5-8-11	現場継手工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第9節 橋梁現場塗装工

5-9-2	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
-------	-------	-------------------	----

第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

5-13-3	ホーステンション桁製作工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
5-13-4	プレキャストゲージメント製作工（購入工）	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
5-13-5	プレキャストゲージメント主桁組立工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
5-13-9	床版・横組工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34

第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホースラフ橋）

5-14-5	PCホースラフ製作工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
--------	------------	--------------------------	----

第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

5-15-4	PC箱桁製作工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
--------	---------	--------------------------	----

第6章 排水機場

第3節 機場本体工

6-3-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	「3-2-3-3作業土工」参照	16
6-3-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
6-3-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
6-3-5	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
6-3-6	本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
6-3-7	燃料貯油槽工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第4節 沈砂池工

6-4-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
6-4-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
6-4-5	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
6-4-6	場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
6-4-7	コンクリート床版工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
6-4-8	ブロック床版工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第5節 吐出水槽工

6-5-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
6-5-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
6-5-5	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
6-5-6	本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第7章 床止め・床固め

第3節 床止め工

7-3-4	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
7-3-5	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
7-3-6	本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
7-3-7	取付擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
7-3-8	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第4節 床固め工

7-4-4	本堤工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
7-4-5	垂直壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
7-4-6	側壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
7-4-7	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第5節 山留擁壁工

7-5-3	コンクリート擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
-------	-----------	-------------------	----

第8章 河川維持

第7節 路面補修工

8-7-5	アスファルト舗装補修工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
-------	-------------	----------------------	----

第9章 河川修繕

第6節 管理用通路工

9-6-5	舗装打換え工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
9-6-6	オーバーレイ工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

第7節 現場塗装工

9-7-3	付属物塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
-------	--------	-------------------	----

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第3節 護岸基礎工

1-3-4	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
1-3-5	場所打コンクリート工	「3-2-4-3基礎工」参照	19

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

1-3-6	海岸コンクリートブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
1-3-8	基礎工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
1-3-9	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
第4節 護岸工			
1-4-3	石積(張)工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
1-4-4	海岸コンクリートブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
第5節 擁壁工			
1-5-3	場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第6節 天端被覆工			
1-6-2	コンクリート被覆工	「3-2-6-6コンクリート舗装工」参照	26
第7節 波返工			
1-7-3	波返工		36
第8節 裏法被覆工			
1-8-2	石積(張)工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
1-8-3	コンクリートブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
第12節 付帯道路工			
1-12-5	アスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
1-12-6	コンクリート舗装工	「3-2-6-6コンクリート舗装工」参照	26
1-12-7	薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

第2章 突堤・人工岬

第3節 突堤基礎工

2-3-4	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
-------	-----	----------------	----

第4節 突堤本体工

2-4-2	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-4-5	海岸コンクリートブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-4-6	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
2-4-7	詰杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
2-4-8	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17
2-4-9	石枠工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-4-10	場所打コンクリート工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-4-11	ケーソン工		
2-4-12	セルラー工	「7-2-4-11ケーソン工」参照	37

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第5節 根固め工

2-5-2	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-5-3	根固めブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19

第6節 消波工

2-6-2	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-6-3	消波ブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19

第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）

第3節 海域堤基礎工

3-3-3	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
-------	-----	----------------	----

第4節 海域堤本体工

3-4-2	捨石工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
3-4-3	海岸コンクリートブロック工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
3-4-4	ケーソン工	「7-2-4-11ケーソン工」参照	37
3-4-5	セルラー工	「7-2-4-11ケーソン工」参照	37
3-4-6	場所打コンクリート工	「3-2-4-3基礎工」参照	19

第8編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第3節 工場製作工

1-3-5	工場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
-------	-------	-------------------	----

第6節 コンクリート堰堤工

1-6-4	コンクリート堰堤本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-6-5	コンクリート副堰堤工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-6-6	コンクリート側壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-6-7	間詰工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-6-8	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第7節 鋼製堰堤工

1-7-5	鋼製堰堤本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-7-6	鋼製側壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-7-7	コンクリート側壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

1-7-8	間詰工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-7-9	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
1-7-10	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
第8節 護床工・根固め工			
1-8-5	間詰工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第10節 付帯道路工			
1-10-5	アスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
1-10-6	コンクリート舗装工	「3-2-6-6コンクリート舗装工」参照	26
1-10-7	薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
第2章 流 路			
第3節 流路護岸工			
2-3-4	基礎工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
2-3-5	コンクリート擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第4節 床固め工			
2-4-4	床固め本体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
2-4-5	垂直壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
2-4-6	側壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
2-4-7	水叩工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
2-4-8	魚道工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第5節 根固め・水制工			
2-5-5	間詰工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第3章 斜面对策			
第4節 擁壁工			
3-4-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
3-4-4	場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
第7節 地下水遮断工			
3-7-3	場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
3-7-4	固結工		
3-7-5	矢板工	「3-2-3-4矢板工」参照	17

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第8節 抑止杭工

3-8-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
3-8-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
3-8-5	シャフト工（深礎工）	「3-2-4-6深礎工」参照	22
3-8-6	合成杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21

第10編 道路編

第1章 道路改良

第5節 擁壁工

1-5-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
1-5-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
1-5-5	場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第7節 カルバート工

1-7-4	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
1-7-5	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
1-7-6	場所打函渠工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第2章 舗装

第3節 舗装工

2-3-4	橋面防水工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-5	アスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-6	半たわみ性舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-7	排水性舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-8	透水性舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-9	グースアスファルト舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-10	コンクリート舗装工	「3-2-6-6コンクリート舗装工」参照	26
2-3-11	薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
2-3-12	ブロック舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第3章 橋梁下部

第4節 橋台工

3-4-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
3-4-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
3-4-5	深礎工	「3-2-4-6深礎工」参照	22
3-4-6	オープンケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
3-4-7	ニューマチックケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
3-4-8	橋台躯体工	「6-5-7-2管理橋橋台工」参照	35

第5節 R C橋脚工

3-5-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
3-5-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
3-5-5	深礎工	「3-2-4-6深礎工」参照	22
3-5-6	オープンケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
3-5-7	ニューマチックケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
3-5-8	鋼管矢板基礎工	「3-2-4-9鋼管矢板基礎工」参照	24
3-5-9	橋脚躯体工	「6-5-7-2管理橋橋台工」参照	35

第6節 鋼製橋脚工

3-6-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
3-6-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
3-6-5	深礎工	「3-2-4-6深礎工」参照	22
3-6-6	オープンケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	「3-2-4-7オープンケーソン基礎工」参照	23
3-6-8	鋼管矢板基礎工	「3-2-4-9鋼管矢板基礎工」参照	24
3-6-9	橋脚フーチング工	「6-5-7-2管理橋橋台工」参照	35
3-6-11	現場継手工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
3-6-12	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19

第7節 護岸基礎工

3-7-3	基礎工	「3-2-4-3基礎工」参照	19
-------	-----	----------------	----

第10節 擁壁護岸工

3-10-3	場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
--------	--------	-------------------	----

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第4章 鋼橋上部

第3節 工場製作工

4-3-3	桁製作工	「3-2-3-14桁製作工」参照	18
4-3-10	横断歩道橋製作工	「3-2-3-14桁製作工」参照	18

第5節 橋梁現場塗装工

4-5-3	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
-------	-------	-------------------	----

第6節 床版工

4-6-2	床版工	「6-4-4-7床版工」参照	33
-------	-----	----------------	----

第8節 歩道橋本体工

4-8-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
4-8-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
4-8-5	橋脚フーチング工	「6-5-7-2管理橋橋台工」参照	35
4-8-7	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19

第5章 コンクリート橋上部

第3節 工場製作工

5-3-2	プレビーム用桁製作工		39
-------	------------	--	----

第4節 PC橋工

5-4-3	ホ ^ホ ステーション桁製作工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
5-4-5	プレキャストセグメント主桁組立工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
5-4-9	床版・横組工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34

第5節 プレビーム桁橋工

5-5-2	プレビーム桁製作工(現場)	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
-------	---------------	---------------------------------------	----

第6節 PCホロースラブ橋工

5-6-4	PCホロースラブ製作工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
-------	-------------	---------------------------------------	----

第7節 RCホロースラブ橋工

5-7-4	RC場所打ちホロースラブ製作工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
-------	-----------------	---------------------------------------	----

第8節 PC版桁橋工

5-8-2	PC版桁製作工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
-------	---------	---------------------------------------	----

第9節 PC箱桁橋工

5-9-4	PC箱桁製作工	「6-4-12-3ホ ^ホ ステーション桁製作工」参照	34
-------	---------	---------------------------------------	----

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第10節	P C片持箱桁橋工	
5-10-2	P C片持箱桁製作工 「6-4-12-3ボーステンション桁製作工」参照	34
第11節	P C押し箱桁橋工	
5-11-2	P C押し箱桁製作工 「6-4-12-3ボーステンション桁製作工」参照	34
第6章	トンネル (N A T M)	
	トンネル全般	40
第3節	トンネル掘削工	
6-3-2	掘削工 「1-2-3-2掘削工」参照	15
第4節	支保工	
6-4-3	吹付工	40
6-4-4	ロックボルト工	40
第5節	覆工	
6-5-3	覆工コンクリート工	41
6-5-4	側壁コンクリート工 「10-6-5-3覆工コンクリート」参照	41
第6節	インバート工	
6-6-4	インバート本体工	41
第7章	トンネル (矢板)	
	トンネル全般	42
第3節	トンネル掘削工	
7-3-2	掘削工 「1-2-3-2掘削工」参照	15
第5節	覆工	
7-5-3	覆工コンクリート工 「10-6-5-3覆工コンクリート」参照	41
第8章	コンクリートシェッド	
第3節	プレキャストシェッド下部工	
8-3-2	作業土工 (床掘り、埋戻し) 「3-2-3-3作業土工」参照	16
8-3-3	既製杭工 「3-2-4-4既製杭工」参照	20
8-3-4	場所打杭工 「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
8-3-5	深礎工 「3-2-4-6深礎工」参照	22
8-3-6	受台工	43

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第4節 プレキャストシェッド上部工

8-4-6	横締め工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
8-4-7	防水工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

第5節 RCシェッド工

8-5-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
8-5-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
8-5-5	深礎工	「3-2-4-6深礎工」参照	22
8-5-6	躯体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32

第9章 鋼製シェッド

第4節 鋼製シェッド下部工

9-4-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	「3-2-3-3作業土工」参照	16
9-4-3	既製杭工	「3-2-4-4既製杭工」参照	20
9-4-4	場所打杭工	「3-2-4-5場所打杭工」参照	21
9-4-5	深礎工	「3-2-4-6深礎工」参照	22
9-4-6	受台工	「10-8-3-6受台工」参照	43

第5節 鋼製シェッド上部工

9-5-4	現場継手工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
9-5-5	現場塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
9-5-7	防水工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

第10章 地下横断歩道

第3節 開削土工

10-3-2	掘削工	「1-2-3-2掘削工」参照	15
--------	-----	----------------	----

第4節 現場打構築工

10-4-3	現場打躯体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
--------	--------	-------------------	----

第11章 地下駐車場

第4節 開削土工

11-4-2	掘削工	「1-2-3-2掘削工」参照	15
--------	-----	----------------	----

第5節 構築工

11-5-2	躯体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
--------	-----	-------------------	----

（注）複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第12章 共同溝

第4節 開削土工

12-4-2 掘削工	「1-2-3-2掘削工」参照	15
------------	----------------	----

第5節 現場打構築工

12-5-2 現場打躯体工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
---------------	-------------------	----

第6節 プレキャスト構築工

12-6-3 縦締工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
------------	--------------------------	----

12-6-4 横締工	「6-4-12-3ホーステンション桁製作工」参照	34
------------	--------------------------	----

第13章 電線共同溝

第4節 開削土工

13-4-2 掘削工	「1-2-3-2掘削工」参照	15
------------	----------------	----

第5節 電線共同溝工

13-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
-----------------------	-------------------	----

第15章 道路維持

第4節 舗装工

15-4-4 舗装打換え工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
---------------	----------------------	----

15-4-6 オーバーレイ工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
----------------	----------------------	----

15-4-7 路上再生工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
--------------	----------------------	----

15-4-8 薄層カラー舗装工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
-----------------	----------------------	----

15-4-10 アスファルト舗装補修工	「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
---------------------	----------------------	----

第9節 擁壁工

15-9-3 場所打擁壁工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
---------------	-------------------	----

第11節 カルバート工

15-11-4 場所打函渠工	「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
----------------	-------------------	----

第16節 現場塗装工

15-16-3 橋梁塗装工	「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
---------------	-------------------	----

第20節 植栽維持工

15-20-3 樹木・芝生管理工		44
------------------	--	----

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

第16章 雪 寒

第3節 除雪工

16-3-5 凍結防止工	44
------------------------	----

第17章 道路修繕

第3節 工場製作工

17-3-6 R C 橋脚巻立て鋼板製作工 「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
---	----

第4節 舗装工

17-4-4 舗装打換え工 「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
17-4-6 オーバーレイ工 「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25
17-4-7 路上再生工	44
17-4-8 薄層カラー舗装工 「3-2-6-5アスファルト舗装工」参照	25

第12節 擁壁工

17-12-3 場所打擁壁工 「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
--	----

第14節 カルバート工

17-14-4 場所打函渠工 「6-1-6-3場所打擁壁工」参照	32
--	----

第23節 現場塗装工

17-23-3 橋梁塗装工 「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
17-23-4 道路付属構造物塗装工 「3-2-3-15工場塗装工」参照	19
17-23-5 張紙防止塗装工 「3-2-3-15工場塗装工」参照	19

3. 施工計画書作成について 45

(注) 複数の工種で内容が同一であるものは、最初に出てくる工種を参照すること。

1. 監督技術マニュアル(案)の考え方

1. 監督技術マニュアル(案)の目的

この監督技術マニュアル(案)は、国土交通省が施工する土木工事の現場で、実務に関する統一的な運用を確保するために、工事監督に携わる監督職員を対象としてまとめたもので、土木工事实施時に現場監督業務の実践として応用できるよう、土木工事監督技術基準(案)の、内容、手続き、監督方法、頻度等についての、標準的な考え方や留意事項及び事例を「Q & A」等により示したものである。

2. 「監督頻度」の考え方

本マニュアル(案)の監督頻度は、土木工事監督技術基準(案)における段階確認の程度(同基準、第3条(監督の実施)2-(4)(5)工事施工状況の確認及び把握、別表1、2)に整合させている。

確認・把握の方法については、臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により行い、工事全体の施工状況等について確認・把握するもので、監督頻度(基準における確認・把握の程度)は、工事全体に対するものであり、偏った確認・把握にならないように、注意する必要がある。

監督業務は、「監督」の定義にもあるとおり、施工状況の確認及び把握が重要な行為である。ここで、確認及び把握の頻度は目安であり工事内容及び施工状況を勘案して決定することとしている。

2. 監督実施の留意事項

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契 第10条 共仕1編1-1-2	適正な監督のためには、最初に設計内容の把握をすることが基本です。契約図書だけでなく、設計計算書などにより内容を理解するほか、なるべく設計担当者と打合せをして設計の課題や留意点を把握しておく必要があります。 また、場合によっては現場説明会に監督職員等が出席することもあります。 把握とは、監督職員が自ら認識しておくことで請負者に対して認めるものではありませんが、把握の結果契約図書と不整合や違法行為などを発見した場合や、客観的な視点で著しく不適当と判断される場合は契約書第9条と12条、17条に基づいて「是正指示」（指示書）を行う必要があります。 【Q & A】 No.1 （問） 「把握」をしてその結果を、監督職員は記録や整理しておかなければならないのでしょうか。 （答） 請負者は設計図書に従い契約を履行する責務があり、「把握」した結果、不整合や指摘事項がない場合は記録する必要はありません。是正の指示（指示書）を行った場合は、その根拠となる内容の記録が必要になることもあります。記録や整理を義務としてはいません。
(2) 施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により施工計画の概要を把握する。	共仕1編1-1-4	工事目的物を完成させるための一切の手段は、契約図書に特別定めがない限り請負者が自己の責任において定めることが契約書第1条3項に規定されていることから、施工計画書の施工方法等は請負者の自主性を尊重しなければなりません。こうした背景から共仕1-1-4では施工計画書の扱いを「提出」にしております。 なお、監督職員は提出（書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう）された施工計画書について、不明な点や不足がある場合はその補足を求め、追記させる必要があります。 【施工計画書作成の留意事項】（出典「土木工事共通仕様書の解説」） 土木工事の施工にあたっては、工事目的物の形状寸法、数量、品質等については設計図書に示されているが、特別の定めがある場合を除き仮設や工法・施工方法等の工事目的物を完成させるための一切の手段は、請負者が自己の責任において定めることとなっている。（契約書第1条第3項） したがって、請負者は工事内容と契約条件を十分理解し、現場条件等を十分に把握するとともに、自らの技術と経験を生かし、いかなる方法・手段で工事を実施するかを検討し、決定しなければならない。以下、施工計画書の検討にあたっての留意事項について概説する。 (1) 過去の実績や経験を生かすとともに、理論と新工法を考慮して、現場の施工に合致した大局的な判断をする。 (2) 施工計画の決定には、これまでの経験も貴重であるが、常に改良を試み、新しい工法、新しい技術の採用に積極的に取り組む。 (3) 施工計画の検討は、現場技術者のみに頼ることなく、できるだけ会社内の組織を活用して、全社的な高度の技術水準で検討する。また、必要な場合には研究機関等にも相談し技術的な指導を受ける。 (4) 発注者より示された工期が、施工者にとって手持ち資材、労務、適用可能な機械類などの社内的な状況によって必ずしも最速工期であるとは限らないので、ときには示された工期の範囲内でさらに経済的な工程を見出す。 (5) 施工計画を決定するときは、1つの計画のみでなく、いくつかの代替案を作り、経済性を考慮した長所短所を種種検討して、最も適した計画を採用する。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
			【Q & A】 No. 2 （問） 施工計画書は提出されるのを受理することになっていますが、打合せをしなくてもいいのでしょうか （答） 「提出」は請負者が監督職員に対し「書面またはその他の資料を説明し、差し出す」ことをいうので「説明を受ける」ことが「打合せ」になります。受理する際には記載内容の説明を受けることが必要です。 【Q & A】 No. 3 （問） 施工計画書の記載文に文法上のミスや誤字を発見しました。どのような対応をとるべきでしょうか。 （答） 関係法規に対し違法性が明らかな場合や、契約図書に示される品質が確保できなくなる恐れがある場合以外の事項であれば、責任施工の原則を遵守し、提出の際の説明時（打合せ時）に指摘することで足りります。 【Q & A】 No. 4 （問） 共仕で監督職員は、施工計画書に対し補足を求めたり、詳細な記載を指示できるとありますが、施工方法や安全管理などで違法性のある方法を講ずることを記載していた場合、監督職員はどうすべきでしょうか。 （答） 共仕1-1-34では諸法令を遵守することが、明記されています。 請負者の勘違いや認識不足により、違法な記述をしている可能性がある場合は、請負者に対して打ち合わせ時に真意を聞き、違法あるいは不適切であることをアドバイス（指摘）するべきです。
(3) 施工体制の把握	「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け、国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け、国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け、国官技第70号、国営計第30号）により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第14条 適正化計 4. (3)	契約書第10条（現場代理人及び主任技術者）や建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者）または仕様書などにより条件付けられており、これらと提出書類や現場臨場などで、おもに下記について把握しておく必要があります。 なお、把握の結果、契約図書と不整合があった場合は、請負契約書第12条に基づいて是正の指示（指示書）を行う必要があります。 【把握内容】 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置の把握のポイントは次のとおりです。 ・ 現場代理人が常駐しているか。 ・ 主任技術者または監理技術者の専任制が確保されているか ・ 配置技術者が必要な資格を保有しているか。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
			【Q & A】No.5 （問） 「専任」と「常駐」の違いは何でしょうか。 （答） 建設業第26条及び同施行例27条の規定により、請負代金額が2,500万円以上（建築一式工事5,000万円以上）の公共工事においては主任技術者あるいは監理技術者は「専任」で置く必要があります。また、契約書第10条2項では現場代理人は「常駐」することになっています。 「常駐」とは当該工事のみを担当するだけでなく、作業期間中特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることをいいます。また、請負契約書に添付される「指導事項」には専任の技術者は工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者を配置することと記載されています。発注者や関係官庁等との打ち合わせのため工事現場を離れる場合は、緊急時に速やかに対応できる体制にあることが必要です。 なお、発注者（監督職員）から請求があった場合、監理技術者は資格者証又は監理技術者講習修了証を提示しなければならない規程が総合政策局から出された「監理技術者制度運用マニュアル」にあります。 下請け総額が3000万円以上の場合には、建設業法により施工体制台帳を作成し、現場に備えることが義務付けられ共仕でその提出を規定しています。これに基づき内容を把握するとともに、特定建設業者の場合は建設業法第24条の7第4項の規定により、施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示しているかを把握します。 【施工体制台帳の留意事項】 建設業法により施工体制台帳は工事現場毎に備え置かれており、発注者の求めに応じ閲覧させることになっております。また、施工体系図は工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。 その他契約の履行上必要な事項とは、契約図書に基づいて請負者から提出される書類や行為をさします。例えば履行報告書、工事カルテ受領書、経歴書、請負代金内訳書、工程表、過積載などがあります。 【Q & A】No.6 （問） 請負業者の直用のダンプが現場内の残土運搬において「過積載」をしているのを発見（把握）しましたが、どのような対応をとるべきでしょうか。 （答） 過積載の禁止は法律だけでなく、契約図書（現場説明書の指導事項）で明記していることなので、当該工事に関係のある車両が過積載の違反をした場合は、現場代理人を通じて即時運搬を中止させ改善の指導を行い、後日再発防止の指示書を提出します。この場合には工事成績評定に反映することになります。 なお、資材の配達車両のような場合でも現場代理人を通じて是正の指示（指示書）を行います。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第 9 条 第1編1-1-6	契約書第1条5項では「この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない」となっていて、紛争を防止するために「書面主義」を明確に打ち出しているし、共仕1-1-6でも同様に明示されています。このため時間的余裕のない場合を別として、書面によることになっています。 また、こうした書面は契約書第9条5項の「設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行う」により実施しなければなりません。 監督職員がその権限を行使する場合、特に注意しなければならないのは次の事項です。 【監督職員の権限行使の時の留意事項】 ①請負者の選択に委ねられている施工方法等について、追加や変更の指示は関係法規に対して違法性が明らかな場合や、契約図書に示される品質が確保できなくなる恐れがある場合に限るものとし、請負者の責任施工の原則に反するような権限の行使をしてはならない。 ②工期の変更等についての協議など契約担当官の権限事項とされているものは、契約担当官が必要と認めて委任したもののほか、契約図書に定めるところの権限しか監督職員は行使することができない。 ③監督職員を経由したこれらの発注者あての書面を監督職員が修正することはできない。 【Q & A】 No. 7 （問） 契約図書には明記されていない書類の作成を、請負者に指示する場合の留意事項はなんでしょうか。 （答） 書類は原則的に契約図書に明記されているもの以外は作成する必要はありませんが、工事条件により突発的に必要になるケースもあります。 請負者側からは書類が多すぎるとの意見が多く、徹夜しながら膨大な書類を作成している事例が多く見受けられます。このことから、むやみに新たな書類作成を指示することは避けなければなりません。 【Q & A】 No. 8 （問） 工事現場の形状が設計図書と一致しないため、契約書第18条にもとづいて請負者から通知され、設計変更が必要になりそうです。この場合の留意事項は何でしょうか。 （答） 契約書第18条では、監督職員が請負者から質問のような通知があった場合は、直ちに調査をおこなわなければなりません。そして、調査の終了後14日以内に請負者に通知しなければなりません（やむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上で、当該期間をのばすことができる）。 こうした手続きをしない場合、請負者は重大な損害を被ることも考えられるため、契約書第48条1、3項に基づき契約を解除することができることになっており、監督職員は迅速な措置を求められることになります。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
			【Q & A】No. 9 （問） 初めて直轄工事を担当した現場代理人なので、工事そのものは別として施工管理や提出書類の作成方法がまったく分からないので、その都度監督職員が指導しておりますが、たいへんな時間を費やしますこのような指導をすることは監督基準にないので止めるべきでしょうか。 （答） こうした書類作成や施工管理があることを納得した上で契約することになっており、間のような業務に支障をきたすような状態になるようであれば契約書第12条により、現場代理人の変更等の措置が考えられますが、その前に、監督職員として参考になる関係図書を提供するなどして自助努力を促すことも必要でしょう。
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。 なお必要に応じて、設計担当者等の立ち会いを求めることができる。 ② 前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	契 第 18 条 第1項1-1-3 契 第 18 条	契約書18条第1項の内容は次のとおりです。 1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く） 2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 3. 設計図書の表示が明確でないこと。 4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 昭和62年5月27日に東北地建が建設大臣官房長に照会し回答された、契約変更の手続きのおもな内容は次のとおりです。（出典『工事契約実務要覧』の「工事請負契約設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて」） 【設計変更の手続き】 ①土木工事に係わる設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行う。 ただし、変更の内容がきわめて軽微なものは、主任監督員が行うことができる。 ②この場合において、当該設計変更の内容が次の各号のひとつに該当するときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受ける。 1. 変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係わる設計変更にあつては請負代金の25%又は4000万円を超えるもの 2. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
			【契約変更をめぐるトラブル】 発注者と請負者の間で最もトラブルが発生しやすいのが「契約変更」で、過去に次に掲げるトラブルが多く発生しております。発注者と請負者の対等性の確保は契約の基本であり、「片務性」の是正が求められているところですが、ややもすると一方的に請負者に不利な扱いとなる事例が見受けられることがあります。相手の立場になったり、客観的な立場で契約書に基づいた対等性が確保できているか自らを点検することも必要です。 ・口頭での変更指示のため行き違いがあり、契約変更に計上できなかったことがある。 ・監督職員に条件変更の調査結果を提出したものの、回答（変更指示）がなかなか出ず工事が長期にわたってストップし大きな損害があった。 ・設計計算、図面作成、数量計算などの全ての作業を無償で請負者がおこなったが、結局、契約変更には至らず、ただ働きになった。 ・監督職員と事務所の担当課との見解が異なり、構造物が完成しても契約変更の対象にならなかった。 ・設計図書がラフ過ぎて全て変更になったが、作業はすべて請負者まかせだった。

土木工事監督技術基準（案）

項 目

業 務 内 容

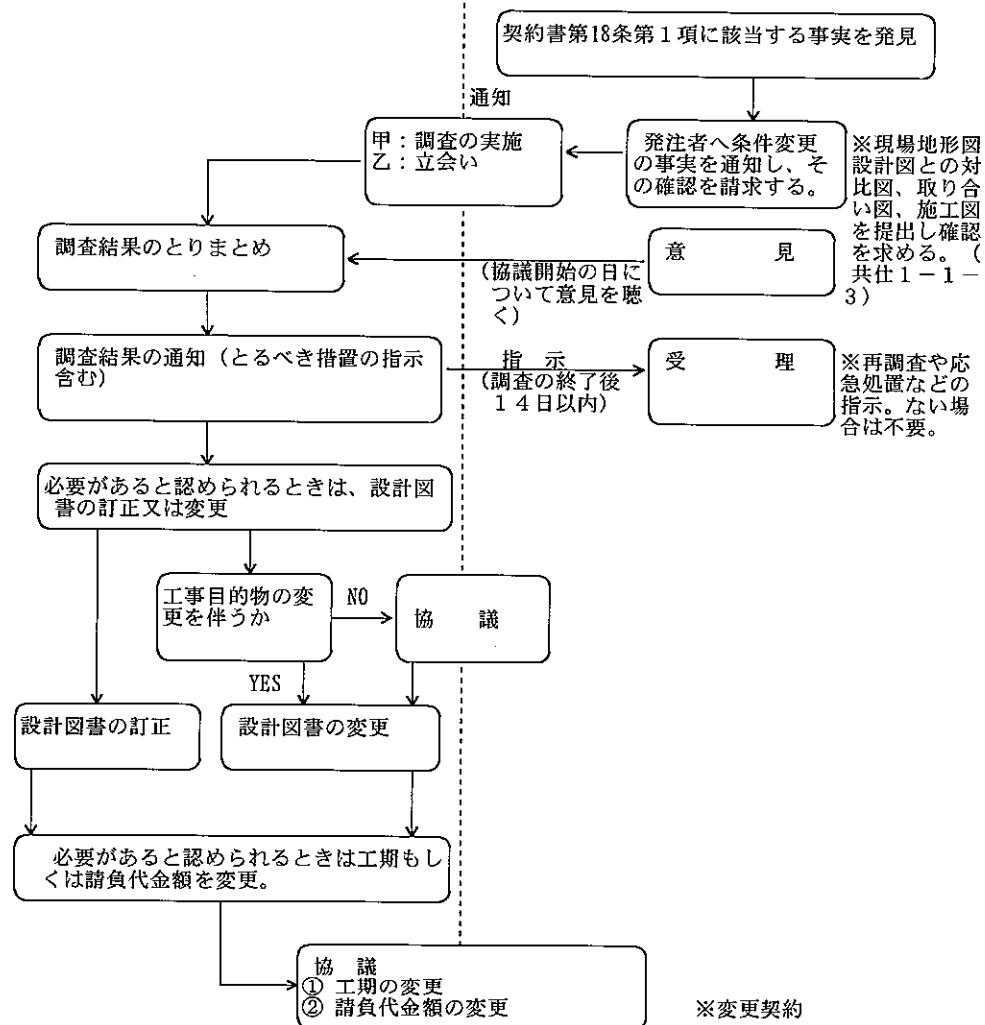
関連図書及び条項

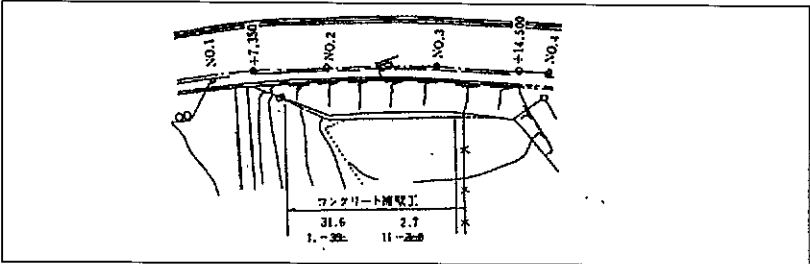
監督実施の留意事項

【条件変更に伴う設計変更手続きの流れの事例】

発注者側

請負者側



土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第 18 条 共仕第1編 1-1-14	設計変更に係わる作業分担は次のとおりです。 【請負者】 確認資料（地形図、施工図、取り合図等）を作成します。 【監督職員】 請負者から提出された確認資料に基づいて、変更設計図面を作成しなければなりません。 なお、確認資料は下図を参照にしてください。 【契約変更の確認資料（施工図）の例】 
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。	契 第 2 条	調整の内容は工事の関連する態様により多様ですが、単純に言えば請負者及び他の工事の細かな工程、施工方法等について責任施工の原則に抵触しない範囲で調整します。 なお、労働安全衛生法第30条第2項では、同一場所において分割発注された場合には、監督職員（発注者）が請負者の中から統括安全衛生管理義務者を指名することを規定しています。
(8) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 9 条 契 第 11 条 共仕第1編 1-1-24	契約書第11条に基づく履行報告により、工事が遅れている場合は理由等を報告させるとともに、必要により工事促進の指示を行います。契約書第9条2項三で、監督職員は「設計図書に基づく工程の管理」を行うことになっています。 また、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領第4条でも同様に、工程の管理が監督職員の業務として規定されています。 【Q&A】No.10 （問） 工程を把握するために請負者に対して「週間予定工程表」を毎週提出させたいのですが、請負者から「余計な書類」と反発されそうです。 （答） 契約図書では「週間工程表」の請負者からの提出は義務付けられておりませんが、監督職員が段階確認や立会いを行うための日程調整等に必要となる場合は、提出を指示することが可能です。また、請負者が自主的に提出する場合は指示する必要はありません。 なお、必要がないのに漫然と提出させることは避けるべきです。
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第1編 1-1-15	契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを、共仕第1編 1-1-15に基づき監督職員と請負者との間で確認するものとし、監督職員はその結果を請負者に通知する必要があります。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(10) 契約担当官等への報告 1) 工事の中止及び工期の延期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。	契 第 20 条 共計第1編 1-1-13	工期変更は「自然的又は人為的な事象であって乙の責に帰することができない事由」の場合に行われますが監督職員には契約書第9条（監督職員）の規定で工期の決定に関する権限を与えていないことから、自然的又は人為的な事象で工事の中止等が必要な場合は、契約担当官へ一時中止期間が必要となった理由や必要な期間などを検討し報告することになります。
	② 請負者から工期延期の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。	契 第 17～21 条 契 第 43 条	
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	一般的損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第 27 条	
3) 天災その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。	契 第 29 条 共計第1編 1-1-38	通常、避けることが可能でありながら第三者に与えた損害については、請負者が損害を賠償するというのが基本ですが、監督職員の指示などにより損害が発生した場合で発注者に責任を帰すべき事由があるときは、発注者の負担になります。責任の所在が曖昧なケースが多くあり、前例や判例などを参考に検討しなければならぬので、速やかに契約担当官（契約担当課）へ報告する必要があります。
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官へ報告する。	契 第 29 条	
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。	契 第 28 条	
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い契約担当官へ報告する。	契 第 33 条 共計第1編 1-1-22	
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。	契 第 34 条	工事出来高報告書に基づき監督職員が出来高を確認し、契約担当官へ報告します。
7) 部分払請求時の出来高の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来高内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行ない、契約担当官等へ報告する。	契 第 37 条	請負者から提出される工事出来高内訳書に基づき、監督職員が内容を審査して既済部分出来高対照表（地整によっては工事出来高報告書）を作成し、契約担当官等へ報告します。
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契 第 12 条	例えば単に品行が悪いというだけでは、監督職員の主観によるものであり「著しく不適当と認められる」ということにはなりません。工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工に有形無形の影響を受ける場合などが当たります。また、現場代理人が日本語の能力に問題があり、通訳が常時同伴していない場合などが「著しく不適当」と認められることがあります。 なお、契約書第12条では監督職員に対して請負者から措置請求もできることとなっており、職務の執行が著しく不適当の場合や、行うべき職務を実施しない場合で、その理由に客観性があつた場合には、請負者の権利が執行されることとなっています。
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。	契 第 46 条 契 第 47 条	

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
	② 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。	契 第 48 条	請負者から提出される工事出来高内訳書に基づき、監督職員が内容を審査して既済部分出来高対照表（地整によっては工事出来高報告書）を作成し、契約担当官等へ報告します。
	③ 契約が解除された場合は、既済部分出来高の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第 49 条	
2 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う ①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握 ③支給（貸与）品の確認 ④事業損失防止家屋調査の立会 ⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握 ⑦その他必要な事項	共仕第1編1-1-37 契 第 15 条 共仕第1編1-1-16 共仕第1編1-1-35 契 第 16 条 共仕第1編1-1-7	あらかじめ設計図書に明記させるべきですが、明記していない場合は指示をします。 仕様書の規格、数量の確認を行います。 請負者とともに調査の立会を行うことを基本とするが、監督職員が必要に応じて行うことが可能です。 請負者からの届出の報告を受けて把握します。 工事区域用地に関することを把握し、請負者に対し適切に対応する。
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員等の試験若しくは確認を受けて使用するものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上で調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契第13～14条 共仕第2編第1章第2節	【Q&A】No.11 (問) 指定された材料の確認の頻度は全数でしょうか。また、確認するのは品質規格だけで、数量はいらないということでしょうか。 (答) 設計図書で指定されている以外は、全数を確認する必要はありません。 指定材料の確認は、発注者が求める品質規格と、請負者が契約図書から解釈される材料の品質規格の照合を図る行為です。このため確認は一部の材料がサンプルと品質証明書等をもとに、指定された材料の品質と規格が発注者が要求するものに適しているかを確かめます。したがって全数が対象にはなりません。 ただし、設計図書等で数量の確認まで明記している場合は別です。
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いの上で施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第 14 条	
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、臨場等により確認を行う。	共仕第3編1-1-6	【段階確認の目的】 完成検査では確認できない部分（不可視部分）や工程については、その確認を監督職員が行うことで、品質の確保に努めることが重要です。契約書第14条では「立ち会い」という用語で、共仕では「段階確認」という言葉に置き換えて、重要な部分や不可視部分を、工程の途中段階で確認をすることとしています。

土木工事監督技術基準（案）

監督実施の留意事項

項 目

業 務 内 容

関連図書及び条項

【段階確認の留意事項】

共仕第3編1-1-6の6、7項では次のように定めています。

- ・請負者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- ・請負者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- ・段階確認は請負者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督職員が押印した書面を、請負者は保管し検査時に提出しなければならない。
- ・請負者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- ・監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

前述のとおり段階確認は臨場するのが基本ですが、監督職員のスケジュールなどの都合により、場合によっては机上で行うこともあります。机上の段階確認は多くの資料作成が必要になり作成の労力を要すること、確実性の面でも問題があるので極力臨場することがお互いに望ましいと言えます。

なお、契約書第14条では立会い等を請求された場合、監督職員は原則として7日以内に応じなければならず、応じない場合は請負者から契約書第21条にもとづき工期の延長を請求されたり、段階確認を受けないまま工事を継続してよいこととなるので、迅速な対応をしなければなりません。

【Q & A】No.1 2

（問）

現場技術員は確認する権限がないので、段階確認ができないことになるのでしょうか。

（答）

設計図書（共仕）で監督職員が現場技術員（監督補助員）を通じて指示や通知等が行えることになっており段階確認も同様です。ただし現場技術員が確認し直接適否を判断することはできません。監督職員が現場技術員の報告等により適否を判断しなければなりません。

【Q & A】No.1 3

（問）

段階確認を受けた部分は完成検査の対象外になるのでしょうか。

（答）

完成検査は監督職員が実施した段階確認資料や、記録写真等がある場合はそれが検査対象となります。

【Q & A】No.1 4

段階確認の中で「使用材料」を確認する場合、指定材料の確認と同様の行為をするのでしょうか。

（答）

指定材料の品質確認は、請負者が外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料にもとづき良否を確認しますが、段階確認の「使用材料」は、材料が適切に使用されているかどうかを確認します。例えば段階確認の「置換工」の「使用材料」は、置換材である岩砕ずりに粘土や土が混入していないか、岩砕ずりが吸水性が高く泥軟化の恐れがないかなどを手で触れたり観察して確認します。また特記仕様書で置換材の成績証明書等を提出されている場合は、それとの整合を確認します。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表2に基づき適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。		施工管理等が適切に実施されているか施工方法が施工計画書と合致しているかなどの施工状況全般について把握し、不適合などを発見した場合には是正の指示を行う必要があります。 ・把握は段階確認と異なり、共仕に定義などは明記されていないため、請負者の立会いの義務がないので監督職員が単独で把握をします。
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕第1編1-1-18	
(7) 改善請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改善請求を行う。	契 第 9 条 契 第 1 7 条	請負者が契約の履行に関し設計図書に従わなければならないことは、契約書第1条1項に規定されており当然のことです。 しかし、設計書との不適合などを監督職員の指示が原因で発生した場合は、一方的に請負者の責任で改造するのは合法的ではありません。監督職員は不適合を発見した場合は、その原因を確認し請負者に責任がある場合は改造の指示を行い、監督職員に責任がある場合は、必要に応じて工期や請負代金の変更の手続きをすることとなります。 この場合、契約書第18条5項に基づき、請負者が受けた損害に必要な費用を、発注者が負担することとなります。
	② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契 第 1 7 条	
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。	契 第 1 5 条 共仕第1編1-1-16	
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適當でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置を行う。	契 第 1 5 条 共仕第1編1-1-16	
3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	共仕第1編1-1-35	工事発注後に、地元住民等からの工事に関する苦情要望が出された場合の処置で、工事に起因するものについては、契約図書と照らし合わせ次の対応が必要です。 ① 契約範囲内：乙に必要な措置を求める。 ② 契約範囲外：甲が必要な措置を行う。 (例) 民家出入り口の構造に関する苦情があった場合は、 → 設計図書との比較、過去の協議経緯の確認等を行い、①②の処置を講じます。 工事発注後に、着手時期、施工方法、供用開始時期及び規制等の工事施工に関して、関係機関（県、市町村、その他機関）と協議・調整を行い、必要な場合は事務所担当課と打合せを行います。

土 木 工 事 監 督 技 術 基 準 (案)			監 督 実 施 の 留 意 事 項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共仕第1編1-1-35	(例) 現道上で交通規制を伴った工事→ 関係自治体(工事規制、残土処理等)警察(交通処理等)NTT、電力、上下水道(占用物件)等と協議・調整を行います。契約履行の確保に係わる問題が生じた場合は事務所担当課と協議を行う必要があります。
4 その他 (1) 現場発生品の処置	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第1編1-1-17	
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26条 共仕第1編1-1-41	
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する	共仕第1編1-1-29	
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	共仕第1編1-1-20-4	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕第1編1-1-20-4	
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って契約担当官等の指定する検査日を請負者に対して通知する	共仕第1編1-1-20-3	

第1編 共通編

第2章 土 工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

1-2-3-2 : 掘削工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
土（岩） の変化し た時		・土（岩）質 、変化位置	・土及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土（岩）質 の変化毎	契約書第18条 に関わる条件変更 の確認

1-2-3-3 : 盛土工（河川、海岸、砂防）

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
敷均し、 転圧時		・使用材料、 敷均し、締固 め状況	・土の敷ならし及び締固めについて、使用材料、敷均し 厚さ・方向、施工機種等について把握する。			把握	一般： 1回/1工 重点：2～3 回/1工	

1-2-4-3 : 路体盛土工（道路土工）

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
敷均し、 転圧時		・使用材料、 敷均し、締固 め状況	・土の敷ならし及び締固めについて、敷ならし厚・方向 機種等について把握する。			把握	一般： 1回/1工 重点：2～3 回/1工	

1-2-4-4 : 路床盛土工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
敷均し、 転圧時		・使用材料、 敷均し、締固 め状況	・土の敷ならし及び締固めについて、敷ならし厚・方向 機種等について把握する。			把握	一般: 1回/1工事 重点:2~3 回/1工事	
ブルーフ ーリング 実 施時		・ブルーフ ーリング 実施状況	・路床盛土仕上後、路床全体にわたっての、ブルーフ ーリング 実施時にたわみについて状況を確認する。	段階確認書		確認	1回/1工事	

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第3節 共通の工種

3-2-3-3 : 作業土工（床掘、埋戻）……（重要構造物）

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
土（岩） 質の変化 した時		・土（岩）質 変化位置	・土及び岩の分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土（岩）質 の変化毎	契約書第18条 に関わる条件変更 の確認
床掘掘削 完了時		・支持地盤 （直接基礎）	・床掘完了時に、掘削深さ（基準高）を測量し、支持地 盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。ま た、必要に応じて平板載荷試験等（試験費用は別途計 上）の試験結果で確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
埋戻し前		・設計図書と の対比（河堀 分の出欠）	・不可視部分について、埋戻し前に設計図書と現地で対 比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	

重要構造物とは、函渠工、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、RC擁壁工、橋脚フーチング工、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工をいう。

3-2-3-4 : 矢板工 (鋼矢板) 仮設を除く

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
打込時		・ 使用材料、長さ、溶接部の適否	・ 材料確認 (品質・規格) を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 打設前に板長を測定し、打設長 (根入れ長) を算出し設計根入れ長と比較する。 ・ 継手溶接部の適否について目視、浸透探傷試験 (JIS Z 2343)、放射線透過試験 (JIS Z 3104) 又は超音波探傷試験 (JIS Z 3060) により確認する。	段階確認書		確認	試験矢板+ 一般:1回/ 150枚 重点:1回/ 100枚	溶接部の試験方法は特記仕様書に示された方法による。
打込完了時		基準高、変位	・ 基準高、変位が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	試験矢板+ 一般:1回/ 150枚 重点:1回/ 100枚	

3-2-3-4 : 矢板工 (鋼管矢板) 仮設を除く

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
打込時		・ 使用材料、長さ、溶接部の適否	・ 材料確認 (品質・規格) を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 打設前に板長を測定し、打設長 (根入れ長) を算出し設計根入れ長と比較する。 ・ 継手溶接部の適否について目視、浸透探傷試験 (JIS Z 2343)、放射線透過試験 (JIS Z 3104) 又は超音波探傷試験 (JIS Z 3060) により確認する。	段階確認書		確認	試験板+ 一般:1回/ 75本 重点:1回/ 50本	溶接部の試験方法は特記仕様書に示された方法による。
打込完了時		基準高、変位	・ 基準高、変位が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	試験板+ 一般:1回/ 75本 重点:1回/ 50本	

3-2-3-14 : 桁製作工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)		・ キャンバー、寸法等	・ キャンバー、寸法等を確認する。	段階確認書		確認	重点:1回/ 1構造物	

3-2-3-15 : 工場塗装工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
清掃・錆 落とし施 工時		・清掃・錆落 とし状況	・清掃、錆落とし状況を把握する。			把握	1回/1工事	
施工時		・使用材料、 天候、気温	・塗料缶の数量及び製造年月日(有効期限)、天候と気温 が施工に適しているかを把握する。			把握	1回/1工事	

第4節 基礎工

3-2-4-3 : 基礎工(護岸)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
設置完了 時		・設計図書と の対比(不可視部 分の出来形)	・不可視部分について埋戻し前に設計図書と現地で対比 する。	段階確認書		確認	1回/1工事	

3-2-4-4 : 既製杭工 (既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
打込時		・ 使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	・ 材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 打設前に杭長を測定し、打設後、杭天端高、切断部の長さを測定し、杭長、打設長（根入れ長）を算出し設計根入れ長と比較し確認する。 ・ 継手溶接部の適否について目視、浸透探傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波探傷試験（JIS Z 3060）により確認する。 ・ 貫入状況、打ち止まり状況等から支持層を確認するとともに、支持力を算定し設計支持力と比較し確認する。 また、基準高、偏心量を確認する。	段階確認書		確認	試験杭＋ 一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	
打込完了時（掘杭）		・ 基準高、偏心量	・ 基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	〃	
掘削完了時（中掘杭）		・ 掘削長さ、杭の先端土質	・ 掘削土により地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認する。	段階確認書		確認	〃	
施工完了時（中掘杭）		・ 基準高、偏心量	・ 基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	〃	
杭頭処理完了時		・ 杭頭処理状況	・ 鋼管杭、H鋼杭 鉄筋溶接の適否、杭頭切断の処理について施工状況を確認する。 ・ コンクリート杭 杭を切断した場合の補強方法、中詰補強の配筋等の杭頭処理状況を確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	

3-2-4-5 : 場所打杭工 (リバー杭、オーケーシグ杭、アースドリル杭、大口径杭)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
掘削完了時		・掘削長さ、 支持地盤	・杭の掘削完了時、掘削長さを確認するとともに、掘削土により地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認する。	段階確認書		確認	試験杭＋ 一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	
鉄筋組立て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束状況）及びかぶりについて確認する。	段階確認書		確認	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物	
コンクリート 打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 、気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握する。			把握	一般： 1回/1構造物 重点： 1回/1ロット	
施工完了時		・基準高、偏 心量、杭径	・基準高、偏心量、杭径が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	試験杭＋ 一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	
杭頭処理 完了時		・杭頭処理状 況	・杭頭部コンクリートの品質及び仕上げ状況、帯鉄筋の径、本数、間隔及び定着長について確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	

3-2-4-6 : 深礎工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
土（岩） 質の変化 した時		・土（岩）質 変化位置	土及び岩の分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土（岩）質 の変化毎	契約書第18条に 関わる条件変更の 確認
掘削完了 時		・長さ、支持 地盤	・杭の掘削完了時、掘削土により地層・地質及び杭先端 支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較して確認する。 ・杭の長さを現地で確認する。	段階確認書		確認	一般:1回/3本 重点:全数	
鉄筋組立 完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束 状況）及びかぶりについて現地で確認する。 ・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用し ているか確認する。	段階確認書		確認	1回/1本	
施工完了 時		・基準高、偏 心量、径	・基準高、偏心量、径が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	一般:1回/3本 重点:全数	
グラウト 注入時		・使用材料、 使用量	・注入以外の配合及び記録計等により使用量を確認す る。 ・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用し ているか確認する。	段階確認書		確認	一般:1回/3本 重点:全数	

3-2-4-7 : オープンカーン基礎工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
鉄査据え 付け完了 時		・使用材料、 施工位置	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか。また、施工位置を確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
本体設置 前（オープン カーン）		・支持層	・沈設前の支持地盤について設計図書と対比・確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
掘削完了 時（ニューマ チックケーリ ン）		・支持層	・掘削土により地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
土（岩） 質の変化 した時		・土（岩）質 変化位置	・土及び岩の分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土（岩）質 の変化毎	契約書第18条に 関わる条件変更の 確認
鉄筋組立 て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束状況）及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書		確認	1回/1ロット	
コンクリート 打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握する。			把握	一般： 1回/1構造物 重点： 1回/1ロット	

3-2-4-9 : 鋼管矢板基礎工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
打込時		・使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・打設前に杭長を測定し、打設後、杭天端高、切断部の長さを測定し、杭長、打設長（根入れ長）を算出し設計根入れ長と比較し確認する。 ・継手溶接部の適否について目視、浸透探傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波探傷試験（JIS Z 3060）により確認する。 ・貫入状況、打ち止まり状況等から支持層を把握するとともに、支持力を算定し設計支持力と比較する。 ・工法を指定した場合は、周辺部への影響、杭の状況施工性等から、工法の適否について確認する。	段階確認書		確認	試験杭+ 一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	溶接部の試験方法は特記仕様書に示された方法による。
打込完了時		・基準高、偏心量	・基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。	段階確認書		確認	試験杭+ 一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	
杭頭処理完了時		・杭頭処理状況	・鉄筋溶接の適否、杭頭切断の処理について施工状況を確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/10本 重点： 1回/ 5本	

第6節 一般舗装工

3-2-6-5: アスファルト舗装

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
舗設時		・使用材料、 敷均し、締め め状況、天候 、気温、舗設 温度等	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用し ているか把握する。 ・下層、上層路盤（粒状路盤） 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷き均し、 締めめが、行われているか把握する。 ・下層、上層路盤（セメント及び石灰安定処理） 使用材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及 び石灰量、一軸圧縮試験結果等について把握する。 ・アスファルト安定処理、基層、表層 プライムコート、タックコートの施工状況、混合物 の舗設温度、天候、敷均し、締め固め状況について把 握する			把握	一般： 1回/1工事 重点： 1回/3000㎡	

3-2-6-6: コンクリート舗装

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
舗設時		・使用材料、敷均し、締め状況、天候、気温、舗設温度等	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか把握する。 ・下層、上層路盤（粒状路盤） 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷き均し、締めが、行われているか把握する。 ・下層、上層路盤（セメント及び石灰安定処理） 使用材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及び石灰量、一軸圧縮試験結果等について把握する。 ・アスファルト安定処理、基層、表層 プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の舗設温度、敷均し、天候、締め固め状況について把握する ・コンクリート舗装 目地金物、鉄網の設置及び敷均し、締め固め状況について把握する。			把握	一般： 1回/1工事 重点： 1回/3000㎡	

第7節 地盤改良

3-2-7-2 : 路床安定処理

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
処理完了時		・使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	・幅、施工厚さ及び長さを確認する。 ・伝票などにより処理材料の使用量を確認し、設計数量と比較する。	段階確認書		確認	一般： 1回/1工事 重点： 1回/100m	

3-2-7-3 : 置換工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
掘削完了時		・使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	・使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。 ・土の突固め試験（道路の場合はCBR試験も）結果表により材料の確認を行う。 ・幅、長さ、深さ、及び地盤支持力を測量や目視、平板載荷試験等により設計図書と対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1箇所	

3-2-7-4 : 表層安定処理工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
処理完了時		・ 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	・ 幅、施工厚さ及び長さを確認する。 ・ 伝票などにより処理材料の使用量を確認し、設計数量と比較する。	段階確認書		確認	一般： 1回/1工事 重点： 1回/100m	

3-2-7-4 : 表層安定処理工（置換）

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
掘削完了時	1-3-7-4	・ 使用材料、幅、延長、置換厚さ	・ 使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。 ・ 幅、長さ及び置換厚さについて確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/1工事 重点： 1回/100m	

3-2-7-4 : 表層安定処理工（サンドマット）

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
処理完了時		・ 使用材料、幅、延長、施工厚さ	・ 使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。 ・ 幅、長さ及び施工厚さについて確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/1工事 重点： 1回/100m	

3-2-7-7 : バーチカルドレーン工 (サンドドレーン、袋詰サンドドレーン、ペーパードレーン)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施工時		・使用材料、 打込長さ	・使用材料の品質（特に粒度）及び長さについて、確認 する。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	

3-2-7-8 : 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施工時		・使用材料、 打込長さ	・砂杭の施工管理記録により砂杭の打込長さを確認す る。 ・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用し ているか確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	
施工完了 時		・基準高、施 工位置、杭径	・砂杭の基準高、設置間隔、杭径が規格値以内か確認す る。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	

3-2-7-9 : 固結工 (粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施工時		・使用材料、 深度	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・施工管理記録により杭の打込長さ確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	
施工完了時		・基準高、施工位置、杭径	・杭の基準高、設置間隔、杭径を確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	

3-2-7-9 : 固結工 (薬液注入)

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施工時		・使用材料、 深度、注入量	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・注入量を確認するとともに、薬液の保管、注入作業管理、排水等の処理、周辺の地下水・地盤の状況等の測定・監視等をしながら施工しているかを確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/20本 重点： 1回/10本	

第6編 河川編
第1章 築堤・護岸
法 線

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
法線設置 完了時		・法線設置状 況	・法線の設置状況について設計図書と対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1法線	

第5節 法覆護岸工
6-1-5-1 : 一般事項

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
覆土前		・設計図書と の対比（不可 視部分の出来 形）	・不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比 し確認する。	段階確認書		確認	1回/1工	

第6節 擁壁護岸工

6-1-6-3 : 場所打擁壁工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
土（岩） 質の変化 した時	3-2-3 -3	・土（岩）質 、変化位置	・土及び岩の分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土（岩） 質の変化毎	契約書第18条 に関わる条件変更 の確認
床掘掘削 完了時		・支持地盤 （直接基礎）	・床掘完了時に、掘削深さ（基準高）を測量し、支持地盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。また、必要に応じて平板載荷試験等（試験費用は別途計上）の試験結果で確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
鉄筋組立 て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋組立て完了時に継ぎ手構造、ピッチ、かぶり及び品質について設計図書と対比しし確認する。	段階確認書		確認	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	
コンクリート 打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 、気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。			把握	一般: 1回/1構造物 重点: 1回/1ロット	
埋戻し前		・設計図書と の対比（不可 視部分の出来 形）	・不可視部分について、埋戻前に設計図書と現地で対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	

第4章 水 門

第4節 水門本體工

6-4-4-7 : 床版工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
鉄筋組立て完了時		・ 使用材料、設計図書との対比	・ 材料確認(品質・規格)を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継ぎ手方法(継ぎ手長結束状況)及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書		確認	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	
コンクリート打設時		・ 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・ 品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。			把握	一般:1回/ 1構造物 重点:1回/ 1ロット	

第12節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)

6-4-12-3 : ポストテンション桁製作工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
コンクリート 打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 、気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等につ いて把握する。			把握	一般:1回/ 1構造物 重点:1回/ 1ロット	
プレストレス 導入完了時、横 締め作業完了時		・設計図書と の対比	・プレストレス導入時に設計図書と対比し、作業状況を 確認する。	段階確認書		確認	一般:5%程度 /総ケーブル 数 重点:10%程度 /総ケーブル 数	
プレストレス 導入完了時、縦 締め作業完了時		・設計図書と の対比	・プレストレス導入時に設計図書と対比し、作業状況を 確認する。	段階確認書		確認	一般:10%程度 /総ケーブル 数 重点:20%程度 /総ケーブル 数	
PC鋼線・鉄筋組 立完了時(工場製 作を除く)		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認(品質・規格)を受けた材料を適切に使用し ているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継ぎ手方法(継ぎ手長 結束状況)及びかぶりについて確認する。	段階確認書		確認	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	

第7節 管理橋下部工

6-5-7-2 : 管理橋橋台工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
土（岩） 質の変化 した時		・土（岩）質 、変化位置	・土及び岩の分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土（岩）質 の変化毎	契約書第18条に 関わる条件変更の 確認
床掘掘削 完了時		・支持地盤 （直接基礎）	・床掘完了時に、掘削深さ（基準高）を測量し、支持地盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。また、必要に応じて平板載荷試験等（試験費用は別途計上）の試験結果で確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
鉄筋組立 て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋組立完了時に継ぎ手構造、ピッチ、かぶり及び品質について設計図書と対比し確認する。	段階確認書		確認	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物	
コンクリート 打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 、気温等	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。			把握	一般：1回/ 1構造物 重点：1回/ 1ロット	
埋戻し前		・設計図書と の対比（不可 視部分の出来 形）	・不可視部分について、埋戻前に設計図と現地で対比する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
沓座の位 置決定時		・沓座の位置	・前後の下部工沓座との相互関係及び沓座の高さ等について確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第6節 波返工

7-1-6-3 : 波返工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
鉄筋組立て完了時		・ 使用材料、設計図書との対比	・ 材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束状況）及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書		確認	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物	函渠工に準ずる
コンクリート打設時		・ 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・ コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握する。			把握	一般： 1回/1構造物 重点： 1回/1ロット	
埋戻し前		・ 設計図書との対比（不可視部分の出来形）	・ 不可視部分について、埋戻し前に設計図書と現地で対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	函渠工に準ずる

第2章 突堤・人工岬

第4節 突堤本体工

7-2-4-11 : ケーソン工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
鉄筋組立て完了時		・ 使用材料、設計図書との対比	・ 材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束状況）及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書		確認	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物	函渠工に準ずる
コンクリート打設時		・ 品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・ コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握する。			把握	一般： 1回/1構造物 重点： 1回/1ロット	
ケーソン曳航前		・ 設計図書との対比（不可視部分の出来形）	・ 不可視部分について、曳航前に設計図書と現地で対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	函渠工に準ずる

第8編 砂防編

第3章 斜面对策

第7節 地下水遮断工

8-3-7-4: 固結工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施工時	3-2-7-9	・ 使用材料、 深度	・ 材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 施工管理記録により杭の打込長さ確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	
施工完了時		・ 基準高、位置・間隔、杭径	・ 杭の基準高、設置間隔、杭径を確認する。	段階確認書		確認	一般： 1回/200本 重点： 1回/100本	

第10編 道路編

第5章 コンクリート橋上部工

第3節 工場製作工

10-5-3-2 : プレベーム用桁製作工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
プレストレス導入完了時、横締め作業完了時	10-5-3-2	・設計図書との対比	・プレストレス導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する。	段階確認書		確認	一般：5%程度 /総ケーブル数 重点：10%程度 /総ケーブル数	
プレストレス導入完了時、縦締め作業導入完了時		・設計図書との対比	・プレストレス導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する。	段階確認書		確認	一般：10%程度 /総ケーブル数 重点：20%程度 /総ケーブル数	
PC鋼線鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）		・使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継ぎ手方法（継ぎ手長結束状況）及びかぶりについて確認する。	段階確認書		確認	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物	

第6章 トンネル (NATM)
トンネル全搬

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施工時 (支保工 変更毎)		・ 施工状況	・ 設計図書及び施工計画書と現地を対比し、掘削方法、支保工施工方法（吹付、ロックボルト、鋼製支保工）、覆工、インパート等の全般について施工状況を把握する。			把握	一般：1回/ 支保工変更毎 重点：1回/ 支保工変更毎 ただし、最低 10支保工毎	※重点監督：地山等級がD、Eのもの 一般監督：重点監督以外

第4節 支保工

10-6-4-3 : 吹付工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
支保工完了時（支保工変更時）		・ 吹き付けコンクリート厚	・ 金網の重ね合わせ寸法、吹き付けコンクリートの厚さを確認する。	段階確認書		確認	1回/支保工変更毎	

10-6-4-4 : ロックボルト工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
支保工完了時（支保工変更毎）		・ ロックボルト打ち込み本数及び長さ	・ ロックボルト打ち込み本数及び長さを確認する。	段階確認書		確認	1回/支保工変更毎	

第5節 覆 工

10-6-5-3 : 覆工コンクリート

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
コンクリート 打設前		・巻立空間	・巻厚等について設計図書と対比し確認する。	段階確認書		確認	一般：1回/ 構造の変化毎 重点：3打設毎又 は1回/構造 の変化毎の頻 度の多い方	※重点監督：地山等級がⅢEのもの 一般監督：重点監督以外
コンクリート 打設後		・出来形寸法	・基準高、幅、高さ、厚さ等の寸法が規格値以内である か確認する。			確認	1回/200m以 上現場により確認	

第6節 インバート工

10-6-6-4 : インバート本体工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
鉄筋組立 て完了時		・設計図書と の対比	・鉄筋組立完了時に継ぎ手構造、ピッチ、かぶり及び品質に ついて設計図書と対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/構造 の変化毎	

第7章 トンネル（矢板）
トンネル全搬

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添 付 書 類	方法	頻 度	
施工時 （支保工 変更毎）		・ 施工状況	・ 設計図書及び施工計画書と現地を対比し、掘削方法、支保工施工、覆工、インバート等の全搬について施工状況を把握する。			把握	一般：1回/ 支保工変更毎 重点：1回/ 支保工変更毎 ただし、最低 10支保工毎	※重点監督：地山等級がⅢEのもの 一般監督：重点監督以外

第8章 コンクリートシェッド
 第3節 プレキャストシェッド下部工
 10-8-3-6 : 受台工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		手 続		監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
土（岩） 質の変化 した時	3-2-3 -3	・土（岩）質 、変化位置	・土及び岩の分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書		確認	1回/土(岩) 質の変化毎	契約書第18条 に関わる条件変更 の確認
床掘掘削 完了時		・支持地盤 (直接基礎)	・床掘完了時に、掘削深さ（基準高）を測量し、支持地盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。また、必要に応じて平板載荷試験等（試験費用は別途計上）の試験結果で確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	
コンクリート 打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 、気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。			把握	一般： 1回/1構造物 重点： 1回/1ロット	
埋戻し前		・設計図書と の対比（不可 視部分の出来 形）	・不可視部分について、埋戻前に設計図書と現地で対比し確認する。	段階確認書		確認	1回/1構造物	

第15章 道路維持

第20節 植栽維持工

10-15-20-3 : 樹木・芝生管理工

施工段階	仕様書	内 容		手 続		監 督		備 考
	との関係	項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施 工		・使用材料、 施工状況	・肥料の種類、施肥の方法について把握する。			把握	1回/1工	

第16章 雪寒

第3節 除雪工

10-16-3-5 : 凍結防止工

施工段階	仕様書	内 容		手 続		監 督		備 考
	との関係	項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
施 工		・使用材料、 施工状況	・凍結防止剤の種類及び散布方法について把握する。			把握	1回/1工	

第17章 道路修繕

10-17-4-7 : 路上再生工

施工段階	仕様書	内 容		手 続		監 督		備 考
	との関係	項 目	留 意 事 項	提 出 書 類	添付書類	方法	頻 度	
舗設時		・使用材料、 敷均し、締固 め状況、天候 気温、舗設温 度	・使用材料は品質、形状、寸法、使用方法を目視で把握する。 ・セメント及びアスファルト乳剤の使用状況を把握する ・一層の仕上り厚、並びに仕様書に定められた機械で施工しているか把握する。 ・一軸圧縮強度、締固め密度を把握する。			把握	一般:1回/ 1工 重点:1回/ 3000m ²	

3. 施工計画書作成について

1. 施工計画書作成の要点

施工計画書は、共通仕様書第1編1-1-4条で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項について記載する必要があります。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

なお、施工計画書の作成にあたっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について、軽微なものを除き記載します。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出します。

2. 施工計画書の作成例

請負者が作成する施工計画書の記載内容例及び留意点を以下に示します。

なお、本作成例は、最低限の内容であることから、個々の工事の施工方法や留意事項等を取り入れた施工計画書であることの確認が必要です。

(1) 工事概要

工事概要については下記の例示内容程度を、また工事内容については工事数量総括表の工種、種別、数量等を記入します。この場合工種が一式表示であるもの及び主要工種以外については、工種のための記載でもかまいません。

なお、工事内容は設計図書の数量総括表の写しでもよいものとします。

【例】工事概要

工事名 ○○工事
河川名（又は路線名） 一級河川○○川（又は一般国道○○号）
工事場所 自○○県○○市○○地先 No.○○～No.○○
至○○県○○市○○地先 L=○○m

工 期 自平成〇〇年〇〇月〇〇日
至平成〇〇年〇〇月〇〇日

請負代金 ○○○○○○円

発注者 ○○工事事務所
TEL ○○-○○-○○○○

○○出張所
TEL○○-○○-○○○○

〇〇建設監督官詰所
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

請負者 ○○建設株式会社
所在地 ○○県○○市△△-□□
T E L ○○-○○-○○○○

〇〇作業所
所在地 〇〇県〇〇市△△-□□
TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【例】工事内容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭	本	〇〇〇	

(2) 計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成します。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させます。

【留意点】

1) 計画工程表は、施工計画書に綴じ込むものの他、工程管理用として1部作成し現場において管理しなければなりません。

2) 気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を充分調査し、工程計画に反映させておく必要があります。

3) 契約書添付の工程表との整合が必要です。

4) 各工種毎の工期設定が施工量や施工時期を考え、適正に設定されているか把握します。

【例】計画工程表

工 事 名 ○○道路工事

契約年月日 平成○○年○○月○○日

工 期 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日

項 目		単 位	数 量	8 月		9 月		摘 要
工種	種別			1 0	2 0	1 0	2 0	
擁壁工	既製杭工	本	○○○					

(3) 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載します。

また、施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（別途提出）以外の工事については、施工体系図を記載します。（建設業法で定められた施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は、省略してもかまいません。）

【留意点】

1) 監理技術者は契約上、下請申告が出された場合に適用されます。

①建設業法第26条第2項

②工事請負契約書第6条

③公共工事標準請負契約約款第6条

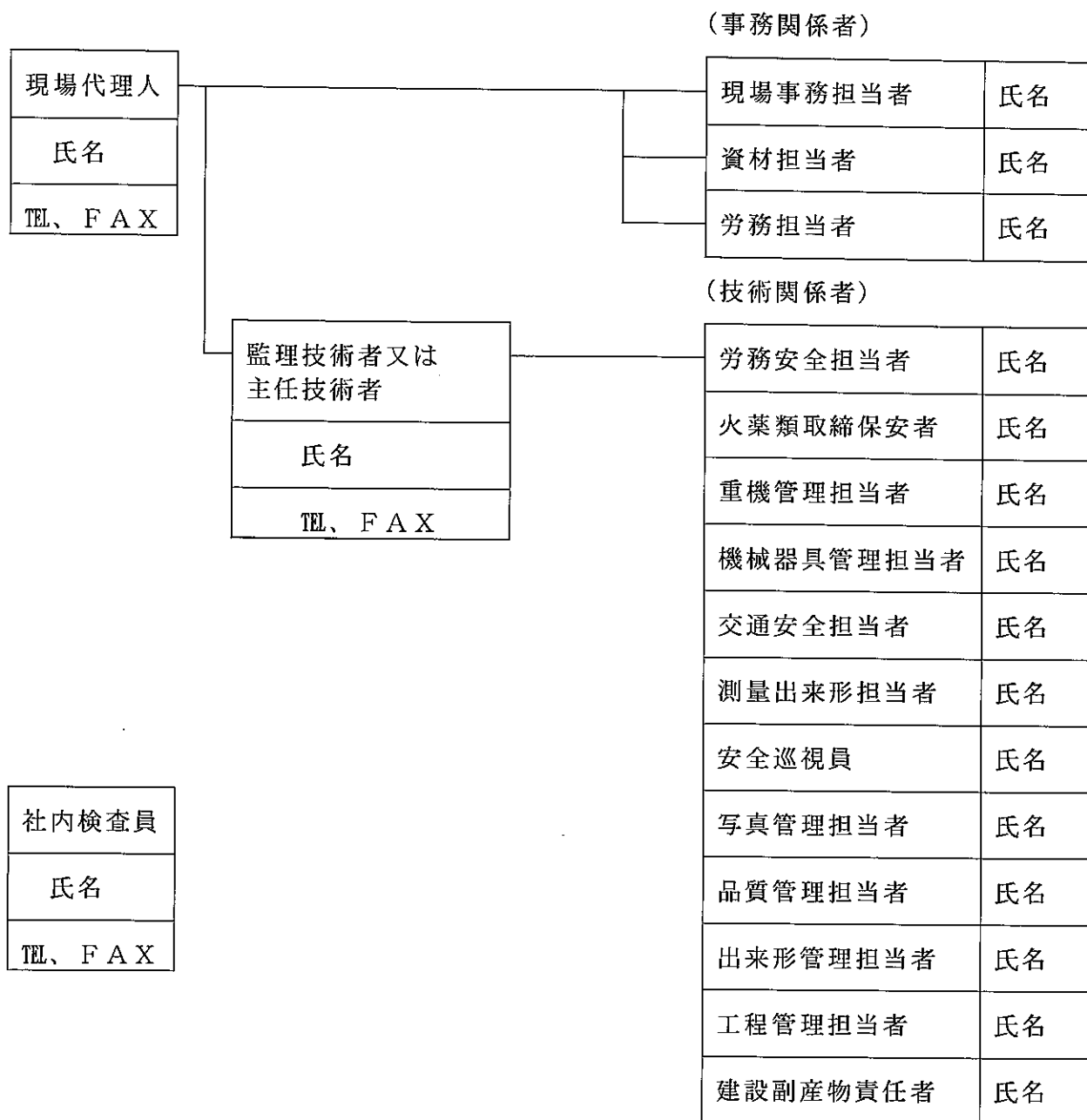
④下請契約約款第8条

2) 組織に変更があった場合は再提出しなければなりません。

3) 担当する職務、現場における担当責任者が明記されているか把握が必要です。

4) 観測等を実施する場合は、その連絡体制が必要になります。

【例】 現場組織表



(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載します。

【留意点】

- 1) 発注者側の設定した指定機械との対比をします。

【例】 指定機械使用計画

機械名	規格	台数	使用工種	備考

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものについて記載します。

【例】主要船舶・機械使用計画

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材、また材料試験方法及び材料確認時期等について記載します。

【留意点】

1) 資材搬入時期と工程表が整合しているか把握します。

【例】主要資材計画

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘 要 (確認時期等)
					月	月	月	
異形棒鋼	D 13	800kg	〇〇製鉄	ミルシート				

(7) 施工方法

施工方法には次のような内容を記載します。

1) 「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述します。

2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等を考慮）等について記述する。これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項等について記述します。

また、準備として工事に関する基準点、地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述します。

3) 使用機械

該当工種における、使用予定機械を記載します。

- 4) 工事全体に共通する、仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記載します。

また、記載対象は、次のような場合を標準とします。

1) 「主要な工種」

- 2) 共通仕様書の中で「通常の方法により難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。

3) 設計図書で指定された工法

4) 共通仕様書に記載されていない特殊工法

5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項

- 6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

7) その他

そのほか、共通仕様書において、監督職員の「承諾」を得て施工するもののうち事前に記載出来るものについて及び、施工計画書に記載することとなっている事項について記載します。

【例】承諾を要する事項及び予定内容

共通仕様書関係条項						節、条、項	承諾を要する事項	予定している承諾内容
編	章	節	条	項	号	の名称		
1	1	1	17			工事現場発生品	発生土を任意の仮設工に使用	発生土の〇〇m ³ 〇〇に使用
3	1	1	12	3		工事中の安全確保	指定された機械以外の使用	〇〇を〇〇としたい

【例】施工計画書に記載する事項

共通仕様書関係条項						節、条、項 の名称	記 載 を 要 す る 事 項
編	章	節	条	項	号		
10	4	3	1	2		一般事項	原寸、工作、溶接に関する定められた事項 について記載する ※ 詳細は適宜記述する

【留意点】

施工方法についての留意点は次のとおりです。

- 1) 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの、また応力計算等によって安全を確認できるものは、計算の記述がされているか。
- 2) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点が、記述されているか。
- 3) 工事測量、隣接工区との関連についての記述があるか。
- 4) 共通仕様書において、承諾をようする事項及び施工計画書に記載すべき事項と指定された事項について把握する。
また、次の間接的設備が記載されているか把握します。

①監督員詰所、現場事務所、作業員宿舍、倉庫等の仮設建物

②材料、機械等の仮置場

③工事施工上に必要なプラント等の機械設備

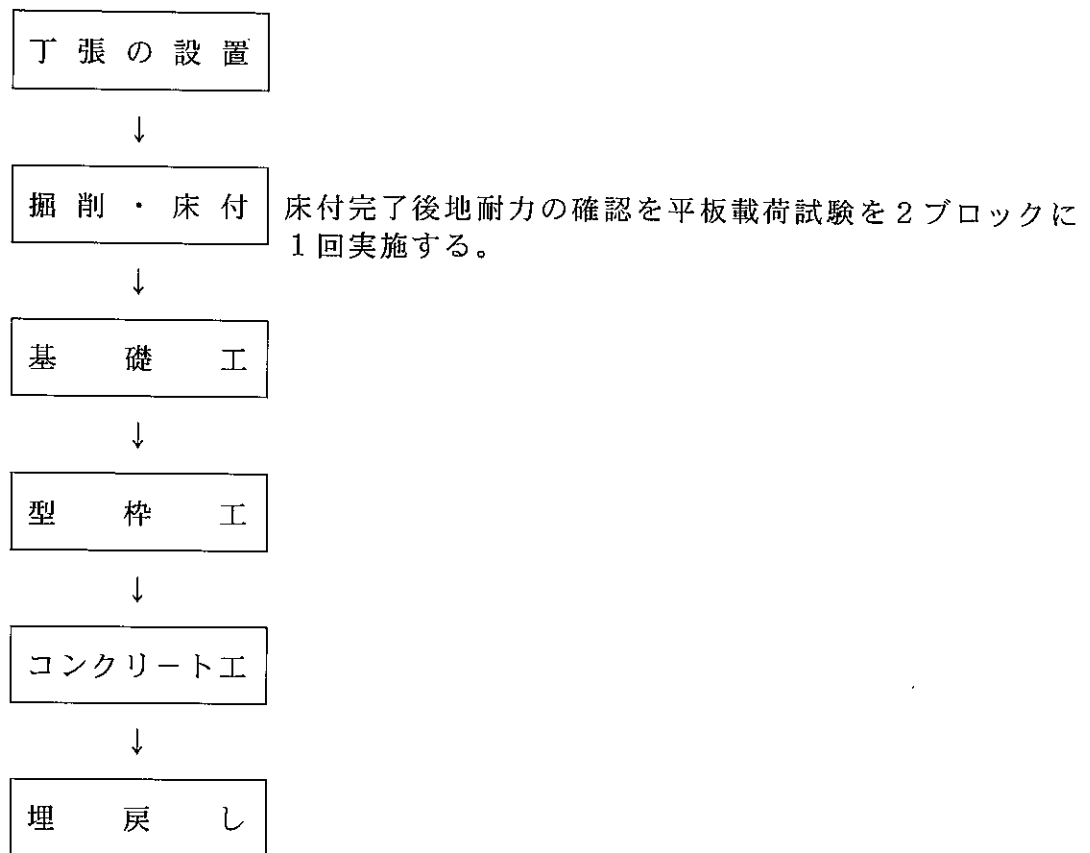
④運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）

⑤仮排水

⑥工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

⑦その他

【例】作業フロー（重力式擁壁）



さらに、

- ・施工実施上の留意事項及び施工方法について記述します。
- ・使用機械について記述します。
- ・仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用い具体的に記述し、また応力計算について記述します。

（８）施工管理計画

施工管理計画については設計図書（「土木工事施工管理基準」「写真管理基準（案）」等）に基づき、その管理方法について記載します。

１）工程管理

ネットワーク、バーチャート等の作成様式のうち、何を使用するのかを記載します。

２）品質管理

その工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について、次のような品質管理計画表を作成します。

【留意点】

施工管理計画についての留意点は次のとおりです。

- １）必要な工種が記載されているか。
- ２）工事規模に見合った管理回数となっているか。
- ３）基準にないものの適用は妥当か。
- ４）管理方法や処理は妥当か。

【例】品質管理

品質管理は「土木工事施工管理基準」等により下表の項目を行う。

工種	種別	試 験 (測定) 種 目	種別	施工規模 (契約)	試 験 (測定) 頻 度	試 験 (測定) 回 数	管 理 方 法		摘 要
							試 験 デ ー タ	〇〇 〇〇	
盛土	盛土 材料	〇 〇 〇		2000m ³	土質の変 化時	〇回	〇		
〇〇	〇〇	〇 〇 〇						〇	

3) 出来形管理

その工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ記載します。なお該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定めます。

【例】出来形管理

出来形管理は「土木工事施工管理基準」等により下表の項目を行う。

工 種	形 状 寸 法	測 定 基 準	出 来 形 図	出 来 形 成 果 表	摘 要
〇 〇	〇 - 〇 〇	測定延長〇 〇mに一カ 所 No. 〇 〇 ・ ・ 合 計 〇 点	平面図に実 測延長を記 入する。	断面寸法及び高さ について成果表を 作成する。	

4) 写真管理

その工事で行う写真管理について記載する。

【例】写真管理

写真管理は「写真管理基準（案）」等に基づき下表の項目を行う。

工種	形状寸法	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	摘 要
〇〇	〇-〇〇	(施工状況) 床掘、碎石基礎、 コンクリート打設 (出来形管理) 碎石基礎 厚さ、幅 本体 厚さ、幅、高さ	各 施 工 中 締 固 後 型 枠 取 り 外 し 後	各 1 回 No. 〇 〇 1 0 0 m に 1 回 No. 〇 〇	

5) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記載します。

【例】段階確認（段階確認書）

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記事
○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ 月 ○ ○ 日	

6) 品質証明

その工事の中で行う社内検査項目、検査方法、検査段階について記載します。

(9) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、安全管理についての活動方針について記載します。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載します。記載が必要な項目は次のとおりです。

1) 工事安全管理対策

- ①安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ②危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
- ③その他必要事項

2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

安全管理活動として実施予定のもとについて参加予定者、開催頻度等。

4) 関係法令、指針等の必要・参考事項の抜粋等

主な法令等は以下のとおりです。

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・建設機械施工安全マニュアル

【留意点】

- 1) 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安要員の明記が必要です。
- 2) 関係法令、指針の必要・参考事項が抜粋されているかなどを把握します。
- 3) 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記載する。

【例】安全管理組織

労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、各々記載する。

〇〇安全衛生責任者 (安全委員長)			
氏 名			
副安全委員長			
氏 名			
安全委員会			
		事務局安全委員	氏名
		機電安全委員	氏名
		土木安全委員	氏名
		火薬類消費管理者	氏名
		火薬類出納管理者	氏名
		自動車安全運行管理者	氏名
		安全管理者	氏名
		衛生管理者	氏名
		安全巡視員	氏名

【例】安全管理活動

名称	場所	参加予定者	頻 度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎 日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎 日

【例】危険物

名 称	適 用 法 規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	〇〇kg
ダイナマイト	〃	〇〇kg

危険物取り扱い方法について記載します。

(10) 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の、災害防災及び災害が発生した場合に対する、体制及び連絡系統を記載します。

【例】災害対策組織

大雨、強風等の異常気象で、災害発生のおそれがある場合には、必要に応じて現場内のパトロールを行い警戒に当たる。

災害対策部長	災害対策副部長	情報連絡係	氏 名
氏 名	氏 名	〇 〇 〇 〇 係	氏 名
TEL FAX	TEL FAX	対 策 係	氏 名
		庶 務 係	氏 名
		〇 〇 〇 〇 係	氏 名

【例】連絡系統図

下記の箇所の、昼間及び夜間連絡先について記載します。

- ①発注者関係（事務所、出張所、主任監督員等）
- ②請負者関係（本社・支社、現場代理人、監理技術者・主任技術者等）
- ③関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）
- ④その他（電力会社、N T T、ガス会社等）

なお、緊急の場合に備え災害対策部長等の電話番号やF A X番号を記載します。

(11) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書第1編1-1-32（交通安全管理）によって記載します。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記載します。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載します。

(12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

- 1) 騒音、振動対策
- 2) 水質汚濁
- 3) ゴミ、ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- 5) 産業廃棄物の対応
- 6) その他

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載します。

- 1) 仮設関係
- 2) 安全関係
- 3) 営繕関係
- 4) イメージアップ対策の内容
- 5) その他

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記載します。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進計画書
- 3) 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(15) その他

その他重要な事項について、必要により記載します。

- 1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- 2) 地元への周知
- 3) 休日

○ ○ ○ 工 事

施工計画書

平成○○年○○月

○○○建設株式会社

目 次

1. 工事概要	・	・	・	・
2. 計画工程表	・	・	・	・
3. 現場組織表	・	・	・	・
4. 指定機械	・	・	・	・
5. 主要船舶・機械	・	・	・	・
6. 主要資材	・	・	・	・
7. 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等含む)	・	・	・	・
8. 施工管理計画	・	・	・	・
9. 安全管理	・	・	・	・
10. 緊急時の体制及び対応	・	・	・	・
11. 交通管理	・	・	・	・
12. 環境対策	・	・	・	・
13. 現場作業環境の整備	・	・	・	・
14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	・			
15. その他	・	・	・	・